

### 新労農党論の一視点

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

28

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

1982-02-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006698>

# 新労農党論の一視点

高橋彦博

- 一、はじめに
- 二、「党内デモクラシー」と「独自の指導部」
- 三、旧労農党における書記局専政体制
- 四、新労農党における「新形態」と「新機構」
- 五、新労農党における政治的多元主義の実験  
—むすびにかえて—

## 一、はじめに

満州事変前夜の状況において、合法左翼派の立場で活動を展開していた新労農党と呼ばれる党があった。正式名称は労農党。党首は大山郁夫。党員の数は最高時で約七、〇〇〇人（内務省調べ）。活動期間は短く、一九二九年一月結党、一九三一年七月、合同による解消と、一年半ほどの寿命の党であった。

小さな短命の党であったが、この党は、当時の左翼陣営に波瀾を呼んだ党であり、その後、この党をどのように評価し、どのように運動史に位置づけるかについては、社会主義運動の関係者、または労働運動史研究者の一定期間の検

討と論議を必要とした複雑な内容を持った党であった。

第二次大戦後、わが国の労働運動史研究が本格的な歩みを開始したとき、新労農党は次のような評価を受けていた。

「かくて党は（共産党のこと——引用者）、いまやかかる党内の動揺と不確信を清算するために政獲同盟を革命的に解体しなければならぬという結論に到達した。ここに革命的解体とは、同盟内の革命的要素を急速に共産党へ再組織することを意味するのである。……しかししついに力およばなかつた。かくして労農政党否定のための党の努力を一挙にくつがえす公然の企てが、一九二九年八月七日、大山郁夫、細迫兼光、上村進運署の『新労農党樹立の提案』となつてあらわれたのである。その結果政獲同盟は分裂し、左翼陣営は今や合法派・非合法派の惨たる相剋の修羅場と化すにいたつた。」以上のごとく革命の主体的勢力の弱化和指導力の後退は、小ブルジョアの指導分子に活動の機会をあたえ、結果すべき組織をみうしなつた左翼大衆の一部分をして新労農党に参加せしめてしまつた。しかしながら新労農党は結成の最初から共産党の反対をおしきつて成立したのであるから、もはや旧労働農民党のごとく共産党と組織的連絡をもつことは全然なく、その指導部は最初からいわゆる労働党第一主義をもつて運動を推進せしめていつた。したがつてその活動はすべて現実には左翼の勢力を二分し、共産党や日本労働組合全国協議会と対立し、または対立を固定化し、左翼勢力の拡大強化とはまつたく逆に左翼勢力を分裂せしめる以外のものではなかつた。」（社会経済労働研究所『近代日本労働者運動史』一九四七年、白林社、一〇四—一〇五ページ）

きわめて否定的な評価が、新労農党に対して与えられていたことが右の引用において明らかであろう。ところが、最近では、このような評価とは違つたとらえ方が新労農党に対してなされるようになってゐる。最近の例として、次の二例をあげておきたい。

「労働農民党の再建も、大山郁夫らによつて新党準備会の形ですすめられ、一九二八年十二月には新党『労働者農民党』の創立大会がひらかれたが、政府は、大会三日目に新党の結社禁止を命令した。党は、この間、合法的な労働政党にたいする従来の方針を転換して、共産党以外の労働政党結成の進歩的な意義を原則的に否定する立場をとり、新党が禁止されたのちは、労働者、農民を過渡的に結集する非政党的な組織として『政治的自由獲得労働同盟』をつくるにとどめた。そして、その後は、合法的な

政党樹立のくだてを、すべて前衛党を否定する解党主義、合法主義として非難する態度をとった。これは、一九二八年七月八日にひらかれたコミンテルン第六回大会で、植民地・従属国の革命運動に関連してあらたに定式化された方針——『労働者農民党は、その性格がある時期にどんなに革命的であっても、容易に通常の小ブルジョア政党に変質するから、共産主義者はそのような政党の組織を勧告してはならない』という決定にもとづくものであつたが、進歩的な民主主義勢力の結集を妨げるセクト主義的な方針であつた。』（『日本共産党の五十年——増補版』一九七七年、日本共産党中央委員会出版局、四九〜五〇ページ）

「こうして、共産党は突如、労農政党無用論に急転換した。当時の日本共産党はコミンテルンの支部であり、その決定を無条件に実行しなければならぬ立場にあつた。こんにち、このテーゼは、その起草報告者クレーシネンによつて自己批判されている問題の多いテーゼであり、第七回大会のデIMITROF報告では、アメリカの例をあげて、労農政党の必要性を承認し、事実上修正されてきていることや、ファシズム下でのブルガリアの例からみて、この方針自体が誤りであつたといつてよい。」（大丸義一『日本人戦線運動史』一九七八年、青木書店、三九ページ）

非合法共産党に度重なる弾圧が下され、共産党と大衆との結び付きが切断されている状況で、合法左翼政党を出現させることは、共産党に対する大衆の結集を妨げる分裂策動以外のなものでもない、とするのがかつての新労農党についての評価であつた。今日では、そのような新労農党に対するとらえ方は、特定の党派の立場に立つて、他の政治的党派と大衆運動のあり方を排除するセクト主義以外のなものでもない、と否定し去られているのである。

わが国の労働運動史研究史上における新労農党問題は、こうして決着がつけられたかに見える。しかし、以上の引用から明らかなように、新労農党の結集を阻止しようとしたかつての左翼運動のあり方への運動論的批判がまずあつて、そこから新労農党の結集を分裂主義の現われとする運動史上の評価が否定し去られる結果が生じているだけであつて、新労農党に関する論議は、新労農党結集の意義を積極的に評価するところまで充分に進んでいないといへないのが現状である。

新労農党（正確には労農党）が結党されてから五〇余年の歳月が過ぎた。この時点で、新労農党の結党経過を振り返り、そこに見出されるある一つの問題点を指摘し、新労農党論のさらなる展開のための検討材料を提供することにした。

新労農党論は、同時に大山郁夫論をも意味せざるをえない。ある著名な政治学者は一九八〇年、大山郁夫の生誕百年を記念する機会に「私はかねがね、日本無産運動史における大山郁夫の評価だけでなく、『政治の社会的基礎』や『現代日本の政治過程』の著者としての大山が、日本の社会科学への貢献という点で、たとえば河上肇・櫛田民蔵・野呂栄太郎というような人と比べて、あまりにも看過されているという感を抱いていた」と述懐している。<sup>3)</sup>以下の小論は、「日本無産運動史における大山郁夫の評価」という側面から、大山郁夫の政治学の特質とその評価へ接近する意図をも持つものである。

(1) 日本労働運動史に関する最初の通史として、「未開拓の領域に最初の線をうちおろした」との自負を持って、一九四七年に刊行されたのが、社会労働経済研究所『近代日本労働者運動史』（白林社刊）であった。戦後直ちに水準の高い、網羅的な通史把握が可能であったことの記録として、この書は今日でも注目されるべき内容の文献となっている。そして、この通史は「渡部徹が全篇をかき下し」たものとされている（同書、編者はしがき、参照）。ところで、『近代日本労働者運動史』における新労農党に対する否定的な評価は、渡部徹『日本の労働運動』一九四九年、三一書房、において、「とくに新労農党は口さきだけは革命的であつても本質は中間派の政党と何ら異るところなく革命運動を阻害するものであることを闘争によつて明かに示した」（一六九ページ）と、強化する形で継受されていた。しかし、やがて、新労農党の評価に新たな視点が提起され、研究史上の新労農党問題が発生するのであるが、その発生の契機は「六全協」であり「スターリン批判」であつたように見受けられる。新労農党の合法政党としてのあり方に「正当性」があつたのではないか、とする疑問が提起されたのは、渡部徹「暗い谷間」『社会主義講座7、日本の社会主義』一九五六年、河出書房、においてである。そして、

この問題提起は、渡部徹『反体制運動の組織化』、『現代反体制運動史Ⅱ』一九六〇年、青木書店、や、渡部徹『無産階級運動』、『岩波講座』日本歴史20、現代3一九六三年、岩波書店、に継承されるものとなって、研究史上の新労農党問題が展開されることになった。同じ頃、塩田庄兵衛『一九二九―三五年における日本の経済危機と労働運動』、『労働運動史研究』第一九号、一九六〇年一月や、犬丸義一『合法無産政党』、『日本労働運動の歴史』一九六〇年、三一新書、においても同じように新労農党問題が提起された。実は、第二次大戦後、早い時期から共産党の内部では、新労農党に対する戦前の非合法共産党による方針が誤っていたとする認識が広まっていた。しかし、そのことが谷口善太郎、杉本文雄などの発言によって明らかになったのも一九五五年以降である（『大山郁夫年譜』一九七一年、大山会刊、三六ページ以下、参照）。

(2) 日本労働運動史に関する通史記述の中で、新労農党にふれ、特色ある指摘を行なっている例は、『京都地方労働運動史』一九五九年初版、一九六八年増補版、など何例かある。ここでは、新労農党論がとくに試みられた例として、以下の四点をあげておきたい。神山茂夫『大山郁夫評伝の問題点によせて―末公開「赤旗」を中心資料とする一つの覚書―』、『労働運動史研究』第一七号、一九五九年九月。執筆時点は一九五六年八月、とされている。岩村登志夫『新労農党論』、『労働運動史研究』第三九号、一九六五年七月（のち、『日本人民職権史序説』一九七一年、校倉書房、に収録）。岡本宏『労働農民党再建問題』、『佐賀大学経済論集』第一巻一号、一九六七年。犬丸義一『新労農党』、『現代マルクスレーニン主義事典』（上）、一九八〇年、社会思想社。

(3) 丸山真男『思い出すままに』、『大山郁夫（評伝・回想）』、『回想』の部、一九八〇年、新評論社、二二二ページ。一九三三年二月、大山郁夫は亡命を余儀なくされた。この時、青年・丸山真男は「何となく、たとい遠くからでも大山さんを見送りたいという気持、いや見送らねばならぬという義務感のようなものに馳られ」て、「大山さんの出発の日、私は高等学校の寮から東京駅まで出向いた」という（同書、二二二―二二三ページ）。これは日本の政治学史を考えるさいの印象的な一駒になっているといえよう。

## 二、「党内デモクラシー」と「独自の指導部」

わが国における普通選挙制度の実施に対応して最初に活動を開始したのは、一九二六年三月に結党された労働農民党であった。この労働農民党が一九二八年四月に田中義一内閣によって解散を命ぜられたあと、再建されたのが一九二九年一月結党の労働農民党である。したがって、労働農民党は労働農民党の後身であると位置づけられ、労働農民党が労働農民党と呼ばれるのに対し労働農民党は新労働農民党と呼ばれてきた。だがはたして、両者の関係をそうとらえるだけで充分であらうか。

新労働農民党の前身である旧労働農民党について、かつて中間派無産政党的指導者であった河野密は、「門戸解放にふみ切った以後の労働農民党」、すなわち、左派が指導権を掌握した後の労働農民党は「表面は合法的な大衆政党的であったが、その実体はほとんど共産党的の外部—傀儡政党的にすぎなかった」としている<sup>(1)</sup>。そして、河野のこの労働農民党評価は、中間派の立場からする左派に対する批判であったが、必ずしも根拠のないものではなかった。左派の内部からも、河野の批判を肯定する内容の証言がなされている例があるのである。

谷口善太郎は、左派的労働組合である日本労働組合評議会の指導者の一人であり、非合法共産党の一員でもあったから、労働農民党の実態に詳しくあった。その谷口は、非合法共産党が「たんに理論的な影響のみならず組織的具体的な結合を樹立して労働農民党を共産党的政策遂行の機関へ転化させた」事実を認めているのである。谷口によれば、労働農民党の内部における「共産党的政策遂行の機関」とは「労働農民党内の書記局がそれである」のであった。さらに谷口は、合法大衆政党的の書記局が、非合法共産党的の政策遂行機関として占拠されていた実態について、次のような指摘を行なって

いる。「この書記局は厳密な意味におけるいわゆる党外大衆団体における党のフラクシオンというがごときものではなかった。それはどこまでも労農党の相当機関の顔をして、その立場を利用して党の政策を實踐化(マヤ)しようとする組織であつた。だからその活動は徹頭徹尾党外大衆の発意を無視するものであつた。」

谷口が認めているのは、労農党が非合法共産党の代行組織になつてゐる実態であつた。労農黨員である共産黨員が、党内グループを形成して、労農党を内部から操作しようとするフラクシオン活動の場合、労農党の大衆政党としての独自性は、辛うじて表面的に保たれるといえよう。だが、合法的大衆政党である労農党の指導機関が、そのまま非合法共産党の政策を遂行する非合法共産党の一機関となつてゐるとき、もはや労農党の大衆政党としての独自性は一片だに存在せず、労農党は、非合法共産党の合法活動の組織形態にほかならなくなつてゐるのであつた。そして、非合法共産党にとっては、旧労農党のような合法的大衆政党は、非合法共産党の代行組織としてののみ、その存在意義を認めることができるのであつた。

非合法共産党による大衆政党に対する代行政党化の方針は、たとえば福本イズムの影響によつて、一時期だけ、旧労農党に示された方針であるという性格のものではなかつた。労農党が解党されたあと、新労農党の結党が取り組まれている過程でも、「撤布されるピラには、委員長大山郁夫の署名が時折見えるが、それとて大山の全然あずかり知らないものだつた」という実情があつたのであり、労農党に見られた書記局占拠と書記専制による大衆政党の代行機関化は、非合法共産党の組織方針として一貫してゐたと見ることが出来る。戦前の非合法共産党の場合、大衆運動の独自の領域を認める視点がほとんどなかつた。そこから、非合法共産党が大衆政党を連動させる「ベルト理論」を越えて、大衆政党を非合法共産党の一機関化する代行機関化の組織方針が、むしろ体質的な政治姿勢として示される結



果になつていたのであつた。

こうして、労農党が解散されたあと、新労農党の結党が大衆運動として取り組まれる過程でめざされたのは、旧労農党の復活であるだけではなく、旧労農党時代の苦い経験にもとづく、新たな大衆政党的構築であることになつた。したがつて、そこでは、ある側面における旧労農党の否定が意図されていたと見ることが出来る。そうであつたからこそ、非合法共産党は新労農党に対して、旧労農党に対する姿勢以上に厳しい、その存在意義の全面否定という評価を与えたのであり、党の内外からする解消運動の展開を試みたのであつた。新労農党が、その結党にあつたつて、第二の労農党化することを避けようとする配慮を行なつていた事実こそ、新労農党論としてもっとも注目されるべき点ではなからうか。また、新労農党の結党と運動を、実践的に否定し理論的に無視するとならえ方が、今日、問題とされるのは、それらが、新労農党において大衆政党的な独自の志向されたことの意義を否定し無視するとならえ方であるからであると、批判の視点が深化されるべきではなからうか。

新労農党が、旧労農党の全面復活を企図していたのではなく、むしろ、旧労農党を負の遺産ととらえ、かつての労農党を越えたところに新労農党があると考へていた事實は、大山郁夫・上村進・細迫兼光の三名による「新労農党樹立の提案」に明確に示されている。すでに、非合法共産党は、新党樹立を完全に否定する姿勢を示していたのであるが、一九二九年八月八日、大山ら三名は新党樹立の提案に踏み切り、そこで次のような大衆政党组织化の方針を明らかにしたのであつた。

「私等は、現在に於ける我々の主体的条件および客観的状态に照応して、提議されたる『新労農党』の性質・任務・および組織形態に関する根本的諸原則は、必然に次の如きものでなければならぬと考へる。すなはち『新労農党』は――

(一)労働者・農民・無産市民その他一切の被圧迫民衆の利害を不斷に・強力に・現実的に・効果的に擁護伸張するために、大衆的日常闘争主義を全活動の基礎とする。

(二)かくて個々の場面における闘争を、政治的要求にその必然的連関に於て結び付け、全闘争を政治的自由獲得闘争に集中統一して強力に展開する。

(三)他方、かゝる立場に即して、戦闘的戦線統一の決定的実現に努力する。

(四)以上の目的の遂行のために——(イ)完全なる党内デモクラシーの基礎の上に、(ロ)独自の指導部を持つところの、(ハ)恒常的政治的組織を確立し、(ニ)合法的左翼政党として、公然の舞台に於ける活動に進出する」(ゴ)チックは原文のまま)

「新労農党樹立の提案」が、新しい党の性質と任務を明らかにするだけでなく、組織方針をも明示している点に注目しておきたい。そして、新しい党の組織方針で、とくに「党内デモクラシー」と「独自の指導部」が強調された理由について、「新労農党樹立の提案」は次のように説明している。

「我々が勇敢に我々の責任に於てその任務を担当しようとの決意を固めた以上、我々はそれに相応した恒常的政治的組織を持たねばならぬ。しかも、その組織に於て、我々自身の独立の指導部を持たねばならぬ。だが、我々が大衆と共にある時のみ強く、大衆を離れては全然無力であることを知る以上、我々は大衆の意志を常に我々の組織の指導部に反映させるための通路を開いておかねばならぬ。そしてそれは、完全なる党内デモクラシーの確立によつてのみ、なし得られるものであることは無論である。」

「党内デモクラシーについては、我々は決して全然の無経験者ではない。だが、我々の陣営に於ける従来のそれは、少くとも完全なものではなかつたといふことには、何人も異存がないであらう。若しそれが完全なものであつたならば、我々の陣営は或ひは現在の停頓状態にまで来ないで済んだかも知れない。だが、既往を咎めるのは、たゞ将来への参考になる範囲に於てのみなすべきものである以上、我々はその詮索立てに徒らに時間を浪費してはならない。のみならず、我々の陣営が現状に来るまでに我々が持った闘争経験は、一切の功過を清算した後にも、少くとも非常に意義深いものであつたといふことは、我々は大衆と共に完全に断言出来ると思ふ。それ故に私等は、茲ではたゞ、この提案に於て提議された新労農党の組織形態を決するに際しては、

あくまで党内デモクラシーを完備する手段を講ずべきであることを強調しておけばいゝのだ。<sup>(5)</sup>

ここでは、明らかに旧労農党時代の「党内デモクラシー」の不充分さが問題にされ、その負の遺産の克服として新労農党における「党内デモクラシー」の確立がめざされているのであった。そもそも、「新労農党樹立の提案」が、「親愛なる全国の戦闘的労働者農民諸君の前に」提示された「提案」であつたのであり、新党結成を「大衆的討議」によつて決定しようとする開かれた運動体のあり方を求める第一歩になつていたのである。東京、大阪、奈良、新潟、茨城、青森、兵庫、函館、京都等々において、地方選挙を通じて選挙闘争同盟や無産団体協議会が組織され、それらの組織がたとえば大阪地方政治対策協議会として選挙後も定着し、恒常的政治組織化する傾向がある実態をふまえ、これらの大衆的自然発生的要求を集約した全国的大衆政党組織化方針としてまとめられたのが「新労農党樹立の提案」であつた。大衆の要求と動向を中央で集約し、一つの政治路線としてまとめられた上で大衆に返し、大衆に確認させるといふフィード・バックのシステムが構築される試みの中で、新労農党における「党内デモクラシー」の組織原則が掲げられたのである。

そして、当時の左派によつてなされた新労農党批判は、この新労農党の組織方針である「党内デモクラシー」と「独自の指導部」に向けられるものとなつた。「新労農党樹立の提案」が発表された翌日の日付け、すなわち一九二九年八月九日付で発表された「労農同盟全国委員会」の声明は、大山郁夫ら三名の提案について、「氏等の合法党組織の原則は『完全なる党内デモクラシー』『独自の指導部』『恒常的政治組織』『合法的左翼政党』である。これ即ち××××××の指導を拒否し、××××××に対する『独自の指導部』を以て運動の指導権を専制的に横取りせんとするものに外ならない」とする批判を行なつてゐる。では、「労農同盟全国委員会」は、新労農党に代わるどのような組織へ大衆を結集

しようとしているのか。「労農同盟」こそ「共産×大衆化のために凡ゆる苦難の闘争を進めつつある」組織である、というのがその答えである。さらに、「広汎な労働者農民の会議を起し、××党大衆化、左翼労働組合の強化、社会民主々義排撃、議會解散、無新防衛、労働者農民の政府樹立、帝国主義戦争反対!!!のスローガンをかゝけて宣伝煽動し、闘争を通じて我が労農同盟の陣營を固めなければならぬ」とするのが「労農同盟全国委員会」の方針であった。すべては「××党大衆化」に集約されるものとして位置づけられているのである。

新労農党樹立を求める各地の運動が自然発生的なものであり、充分に大衆的基盤に支えられているものであることは非合法共産党も認めていた。一九二八年の「日本プロレタリアートの政治的及び組織的任務」は、「労働者農民協議会（労農協議会）は、『労農党』再建運動の過程に於いて自然発生的に諸地方に発生したものである」としている。それにもかかわらず、新労農党樹立をめざす大衆運動は「力強いメルシエビキ的××党の設立」のための「予備活動」として位置づけられ、農民（そして大衆）を「合法的な労農政党的形態に於いて組織するのは根本的に誤りである」とされたのである。<sup>(7)</sup>

このような非合法共産党的の方針から、「労農同盟」の新党樹立提案に反対する猛然たるカンパニアが展開されることになったのであった。「労農同盟」は「大山一派はかつては大衆の革命的圧力に押され『資本家地主の政府を倒せ』とまでは言ったが而も『××の廃止』については遂に一言も言はなかつた」とする批判なども加えているが、批判の力点は、先にも見たとおおり、「党内デモクラシー」と「独自の指導部」という構想に向けられていた。いくつかの労働組合が連名で、「『独自の指導部』『民主的組織』と云ふ言葉で合法政党的でなければ民主的組織ではないと考へさせたり、××党は民主的集中組織でないと考へさせたり、又合法政党的で政治的自由獲得が可能であるかの如き幻想を抱

かせる危険ある『新労農党』樹立に我々は絶対反対である」との「声明」を發表している例もある。<sup>(9)</sup> 旧労農党の後身として位置づけられる新労農党は、こうして、旧労農党勢力の一部分による、旧労農党とは切斷された発想による新党運動の結果として生み出されたのであった。

労働運動と社会主義運動の領域において、「集中の論理」と「連合の論理」の関連が追究課題になったのは一九二〇年代に入ってからのことである。それ以前のいわゆる「明治の社会主義」において、組織論が、分化せざるをえないほど、運動の内部で実践的理論的に追究されたことはなかった。そして、運動の内部で一度提起された少数派運動の組織論は、「集中の論理」と「連合の論理」をいかに組み合わせるかという課題に向かつて、形を変えては何回も提起されることになる。問題提起の歴史は第二次大戦後の今日にいたるまで一貫して続いていると見ることが出来る。新労農党が提起した「党内デモクラシー」と「独自の指導部」に対する当時の左翼の批判は、新労農党問題が、運動の内部で常に提起されつづける組織論的課題、とくに「集中の論理」と「連合の論理」の関連という争点をめぐる問題であったことを示している。

- (1) 河野密『日本社会政党史』一九六〇年、中央公論社、七一ページ。
- (2) 谷口善太郎『日本労働組合評議会史』第七章第三節。初版は一九三二年。青木文庫版の場合、下巻、二八六ページ。
- (3) 大山郁夫記念事業会編『大山郁夫伝』一九五六年、中央公論社、二三三ページ。
- (4) 一九二九年八月八日付で發表された大山郁夫・上村進・細迫兼光の三名の連名による「新労農党樹立の提案―親愛なる全国の戦闘的労働者農民諸君の前に―」は、直ちに同人社から同名のパンフレットとして発行されている。発行日は一九二九年八月二日、編集人は細迫兼光。ここでの引用は同パンフレットによる。
- (5) 「党内デモクラシー」と「独自の指導部」を強調する新労農党の組織方針が、大山郁夫の発想によるものであり、「新労

農党樹立の提案”が大山郁夫の筆になるものであることはほぼ疑いがないと思われる。“新労農党樹立の提案”前後に発表された大山の“左翼戦線は如何に再進出しつつあるか？”『改造』一九二九年五月や、“新労農党樹立の提案まで”『中央公論』一九二九年九月、などがそのことを示している。なお、大山の『改造』論文はパンフレット『左翼戦線の新展開』一九二九年一〇月、同人社刊に、『中央公論』論文はパンフレット『左翼戦線の再進出』一九二九年九月、永田書店刊に収められている。ただし、“新労農党樹立の提案”が河上肇の草案によるものであるとする証言もあることを付記しておきたい。

岩村登志夫、前掲『日本人民戦線史序説』二〇九ページ、注④参照。

- (6) “所謂「新労農党樹立の提案」に対し我等の態度を声明す”一九二九年八月九日、労農同盟全国委員会（法政大学大原社会問題研究所蔵、謄写版刷資料）。

- (7) 『現代史資料(4)、社会主義運動(1)』一九六四年、みすず書房、三〇一、三〇二ページ。なお、この「日本プロレタリアー」の政治的及び組織的任務”は、同書の資料解説（山辺健太郎）によれば、「当時モスクワにいた佐野学が、コムニステイッシエ・インテルナチオナーレ、通称K・I誌にのせた論文で、新労農党の結成に反対した点で、当時そうとうの影響をあたえたパンフレット」であったとされている。

- (8) “大衆的デモとテロで新労農党結党大会を粉砕しろ”一九二九年一〇月一五日、労農同盟全国委員会。同全国委員会発行『労農同盟ニュース』第一七号、一九二九年一〇月一七日付に掲載。

- (9) 日本労働組合全国協議会中部地方協議会、名古屋金属労働組合等六団体の名によって一九二九年九月一四日付で発表された『新労農党』樹立に反対を声明す”（法政大学大原社会問題研究所蔵、謄写版刷資料）がそれである。

### 三、旧労農党における書記局専政体制

新労農党準備会本部が設置されたのは、一九二九年九月六日であった。各地に進行する結党準備会の全国的中心機関設置のための討議の状況を内務省警保局編の『昭和四年中に於ける社会運動の状況』で見ると、そこで、新しい党

における「党内デモクラシー」と「独自の指導部」の構想が具体的に検討されていることがわかる。<sup>(1)</sup>

新労働党本部の構成は、総務部、財政部、機関紙部、組織宣伝部の各部から成ることになったが、とくに総務部については、「総務部ハ各部門ヲ統轄スル権限を有セス主トシテ地方ヨリ照会ニ対スル回答竝ニ其他ノ照復、地方ノ連絡、單ナル地方ヘノ指令發送其他各部門ニ屬セサル雜務ヲ司ルモノトス」との確認がなされている。また、注目すべき点であるが、「書記任命ノ規準」が決定されている。「書記ハ原則トシテ本部ノ推薦又ハ無産団体ノ正式推薦ヲ經、準備会ノ承認ヲ得テ之ヲ任命スルコト」というのがその規準の内容であつた。「党内デモクラシー」と「独自の指導部」という組織方針は、まず、過度の集権体制を抑止し、書記の採用を制度化するところから具体化されることになつた。新労働党が、総務部に権限が集中することを避け、書記の採用に基準を設け、不透明な書記採用の方法を避けようとしたのは、かつての労働党で経験した書記局専制が、党本部の事務を担当する書記達によって担われていたからにほかならない。

旧労働党が解散命令を受ける直前、労働党の内部では、常任中央執行委員の職にあつた大道憲二の罷免問題が発生していた。一九二八年四月一日、労働党に設けられた「大道氏行動調査委員会」は、「斯る大道君の全行動は党の精鋭分子を排除し党内に分派を作り党を攪括しその結束を乱さんとする支配階級の意図と軌を一にする意図の下に一貫して為されたるもので黨員として更に党最高幹部として不当極まる行為であると認めざるを得ない」との決定を発表している。<sup>(2)</sup>そして、問題になつた大道憲二の行動については、次のように報告されている。

「一、昨年十一月下旬無産政党的合同問題に対し大道憲二君は常任委員会の席に於て公然日労働党幹部の主張せる条件に服従して我が党内の精鋭分子を排除すべしと主張したるが勿論誰一人として賛成するものはなかつた。

二、然し大道君は何等反省することなく其の後東京府支部連合会に於て入江君外二名の書記の地方転動を主張し更に党本部政治部主任浅野君外三名の罷免又は地方転動を強硬に主張し現在わが党の精鋭分子を排斥せんとしてあらゆる策動を行ひつゝある一派と通じわが党最高機関に派遣せられたる手先としてその意図を具体的に現実化する行為を為し党内を攪括せんと画策したのであつた。

三、以上の意図は本部員及び書記罷免要求を為すに至りたる経過を見る時に最も明かである。即ち大道君が主張する罷免理由は当時自分は毎日（約一、二時間）出勤したが（と、その時間表を作成し）総選挙対策委員長たる自分に何等の相談なく声明書指令書を出して統制を乱し到底一片の警告では反省せざるものを認むるといふに在る。然し浅野君外三名は当時在京せる総選挙対策委員の五名中の四名であつて必ずしも大道君の参加なくとも正式な方針を決定する権限を持つてゐたものであるし特に当時の激戦中に於て一、二時間位の間出勤する大道君に一々相談する事は不可能な状態にあつたと認められる。」

すなわち、党の機関の責任者に無断で声明書や指令を發した本部員や書記が処分されず、そのような本部員や書記の罷免ないし配置転換を求めた機関の責任者が、「わが党の精鋭分子」を排斥しようとする策動に加担し「党内攪乱の画策」を試みたという理由で、さらにまた、「支配階級の意図と軌を一にする」という理由で、逆に罷免決議をされたのであつた。これが大道憲二罷免問題の内実であつた。

大道憲二が罷免決議をされたもう一つの理由は、「党の正式機関の承認を経ざる声明書を内密に全国に發し又は新聞に発表」したこと、さらに『東邦通信』の記事の材料の出所が「大道君以外には絶対により得ない」と認定されたことであつた。以下、ここで問題にされた『東邦通信』の労働党に関する記事のいくつかを紹介しておきたい。見出しは同通信からの引用であるが、句読点は引用者による。

労働党の内部苦悶（第六一五号、一九二八年三月七日）「労働党内に於ける反福本派は（評議会系の労働者）、選挙戦の実践を通じて本部の書記局が完全に失策したと、声明書及び其の他ピラ等にして相当重要な対外書類が書記及部員の二、三名に



依つて勝手に出されたと云ふことで本部書記橋本政治部長、浅野晃、秋佐氏等の罷免を要求する模様あり。同時に東京支部連合会、入江、田中、北脇氏に対しても同様の要求を起し、既にこれが解決策として東京支部連合会常任委員は総辭職を以て書記の辭職を暗に強要して居り……」

選挙協定の破綻（第六一七号、一九二八年三月九日）「最近労働党内に於ける尊敬すべき同志の多くが非常なる過失を犯して居る。彼等は今日依然として『緑のテーブル』に納つて命令を發してゐる。彼等は尊敬すべき同志ではある。然し彼等が實際の闘争に無経験なることは彼等（を）屢々誤謬に突き落す。例へば具体的に掲げれば『声明書』なるものが特に総選挙戦中に於て選挙委員長と合議の上でなされたであらうか。一、二の部員に依つて作製されはしなかつたか。今日至る處で『声明書』の内容について不評を蒙くのも斯かる組織を通じなされなかつたが故ではあるまいか。」（括弧内、引用者）

労働農民党の左右対立（第六一九号、一九二八年三月二日）「労働農民党内に於ける反本部派（右翼）と本部派（左翼）の対立抗争は本紙が既報の如くであるが、十七日、八日の拡大中央委員会を控へて果然各方面に抗争対立の渦が巻き起るに至つた。然し此の二潮流の抗争は各方面で種々風評されてゐるが其の主要原因は左の如くである。労働党内部に於ける本部の書記局及び政治部長が従来党の運動方針を決定し指導し最高機関たる常任委員会は單なる『事後承諾の機関』になり下つてゐた。之れが爲め書記局及政治部長の越権行為が甚しく拡張され、加ふるに是等二、三の部員は前衛分子（共產主義者）であり、而も所謂橋本主義の誤謬理論の上に立つて労働党を操縦してゐた爲め共產党でない大衆的共同戦線党がまるで共產党のやうな運動方針を續けて来たのであつた。斯かる方法が昂じて居る矢先、國際共產党の七月の幹部会で日本の共產主義者の運動方法の誤謬が批判された爲め、従来右の少数の前衛分子の意見に屈服されてゐた反本部派が勢ひを得て本部改革運動を起し、加ふるに右の國際共產党の批判をタテにして山川均、猪俣津南雄、荒畑寒村、堺利彦、北浦千太郎氏等の『労働』一派の反橋本派が活動を開始し、反本部派と結合して本部改革の烽火を揚げ遂に常任委員会が対立するに至つたものである。然して、▲本部派と目されてゐる者に大山委員長、難波氏、▲反本部派として大道憲二、島上善五郎、大西俊夫氏等、▲中立調停派として細迫書記長、▲反本部派に接してゐる者として山本照蔵、南喜一氏、に分立し、本部派の黒幕として浅野晃氏一派の小仕組が活躍してゐたもので、従来左翼の労働党に対する戦術が本部の上層機関に於ては浅野氏等の少仕組を通じてなされたものであつた。而も少仕組の左翼が全

國の支部左翼派と提携して反本部派と目される所謂党内の右翼派を無視してゐたがために今回の対立を惹起したものであつて、反本部派は飽迄も書記局及政治部員の罷免を要求し書記及部員の入替へによつて党内の空氣を一新し対立を除去しやうといふにあるらしく来る十七日の拡大委員会は右の様な意味から頗る重大視されてゐる。」

問題となつた大道氏の声明書（第六三六号、一九二八年四月二日）「労働農民党では、過般來伝へられて居た大道常任委員一派の策動的行為に対して党の規律を擁護するものであるとなし長文の声明書を發して一般黨員の結束を促がしたが、問題となつた大道氏の声明書は次の如きもので、党の承認を経ずして勝手に發表したといふにある。一、党内に於けるデモクラシーの確立。二、他党との合同に対して「批評の自由」を主張すべきではない。三、「労働者農民の政府を作れ」のスローガンを徹底すべきこと。」

以上、長文の引用をあえて行なつたのは、『東邦通信』の記事によつて、旧労働党における派閥対抗の存在と書記局專政の実態が具体的に把握できるからである。大道憲二は、労働党に対し罷免処分<sup>(3)</sup>の再審査を請求している間に同党が解散され、その後は労働派と行動を共にしている。

ところで、大道に対する罷免決議をした調査委員会には、大山郁夫、細迫兼光、上村進らが名を連ねていた。この三人が、やがて「新労働党樹立の提案」を行ない、新党結成の第一回準備委員会で、書記局專政体制抑止のため、總務部に権限が集中することを避け、書記採用基準の明確化に取り組むにいたる経過は屈折したものである。この間の事情を推察する材料として、新労働党結党過程における細迫兼光の次のような發言をあげておきたい。

「現在の無産者新聞は、私の認識に従へば、何等実践上の経験なき、我等の指導者たるの資格と有せざる人によつて主宰せられ、その関係者は大衆と切り離れたる一握のグループをなしてゐる。かゝる組織上の欠陥—民主的組織の上に立たず、従て下の大衆の意思の反映する途なき組織—は、たとへその人達が如何なる優秀の者であらうとも、それは必然に極て重大なる危険を孕んでゐるといふなければならない。」然しながら、今無産者新聞が持つ決定的欠陥は、啻に無産者新聞のみが持つ欠陥ではない。今極度の弾圧下にある左翼陣營の、殆んど總ての組織が、多かれ少なかれ持つてゐるところの欠陥である。他のことはいふまい。

労農同盟自身が正に保有してゐる欠陥であるのである。各地方に於ても恐らく同様ではなからうかと思はれるが、殊に本部に於て然りである。誰が本部を形造つてゐるかさへ正式には判らない（このことを正直に記述することが如何に私の苦痛であるかを想像せよ）。勿論正式な決議、指導の機関をも持たない。労働農民新聞の編集すらも、極めて不完全、不合理な形式に於てなされつゝあつて、当然大衆や下の組織の意思が正確には反映せしめられない。かゝる状態は無産者新聞と同じ様に、極めて危険な状態である。我々はその危険を痛感すればこそ、公然な組織を主張する。公然な組織に於てでなければ現在完全なる党内デモクラシーを確立せしめ、大衆の意思を正確に中央の、全体の、組織に反映せしめる事が不可能である。完全なる党内デモクラシーの確立があるならば、その指導部の人の能力が少し位不完全であらうとも、大なる誤謬に陥ることから救はれる。（傍点、引用者。）

労農党は一九二八年三月一日、非合法共產黨員の全国的大検査が行なわれたあと、四月一〇日に解散命令を受けた。二日後の四月一二日、旧労農黨員達は、新党樹立協議会を開き、そのまま新党立党式を挙行しようとしたが、これも解散命令を受けた。そこで、「第一次労働農民党解散後、第二次労働農民党樹立に至るまで旧労農党の全勢力を保持し全運動を一層強力に遂行する組織<sup>(5)</sup>」として新党組織準備会が設置された。新党組織準備会は、一九二八年一月二二、二三、二四日の三日間、新党創立大会を開くところまで運動をすすめたが、大会三日目、新党結成大会はもちろん、新党組織準備会まで解散命令を受けた。それで今度は、「言論出版集会結社の自由」のスローガンの下に解散抗議運動に参加している大衆を結集し、「政治的自由獲得労農同盟」が組織されることになった<sup>(6)</sup>。これが、やがて、「政治的自由獲得」を切り離し、単なる「労農同盟<sup>(7)</sup>」となる。そして、この「労農同盟」の段階で、細迫兼光は、旧労農党の組織的特徴であり同時に体質であつた書記局専政の弊害を痛感したのであり、非合法共產党の代行機関化された状態からの脱出が大衆政党としての出発にとつて第一の課題であることを自覚したのであつた。

「労農同盟」とくに「労農同盟全国委員会」なるものの非大衆的性格は、先に、「新労農党樹立の提案」が掲げた

「党内デモクラシー」「独自の指導部」の方針に対する批判声明の内容において見たとおりである。労農同盟とは「×党大衆化」をめざして大衆運動の独自性を否定する組織でしかなかった。したがって、新労農党を樹立する運動は、「労農同盟」のあり方を拒否する姿勢の確立を課題とせざるをえず、その課題を通じて、旧労農党の体質を批判的に総括するものとならざるをえなかったのである。細迫がそうであり、大山もまたそうであった。

(1) 新労農党準備会本部が一九二九年九月六日に設置されたことは、『労働農民新聞』第八六号、一九二九年九月十日、で伝えられているが、その際の討議内容は同紙では明かにされていない。

(2) 労働農民党本部大道氏行動調査委員会、大道君に関する調査委員会決定、『労働農民新聞』第四三三号、一九二八年三月七日。

(3) 塩田庄兵衛ほか『日本社会運動人名辞典』一九七九年、青木書店、による。

(4) 細迫兼光、左翼の具体的進出・新労農党の樹立へ、『改造』一九二九年九月。前掲、大山郁夫・細迫兼光・河上肇『左翼戦線の新展開―新労農党樹立の階級的意義―』一九二九年、同人社、所収。同書、三八〜四〇ページ。政治的自由獲得労農同盟の発足当初から「当時の状況下では書記局中心の活動に限定されて、中央委員の正式選出手続きはとれませんでした」という状態にあつた(福富正雄、大山郁夫年譜についての疑問、『大山会会報』第五号、一九六六年二月一五日)。

(5) 『新党組織に関する一般方針』、『労働農民新聞』第四四号、一九二八年四月一九日。

(6) 『戦闘的伝統を死守して解散抗議運動を起せ―労農政治同盟を作れ―』、『労働農民新聞』第七三三号、一九二九年一月一日。

(7) 前掲、岡本宏『労働農民党再建問題』、『佐賀大学経済論集』第一巻一号、による。

#### 四、新労農党における「新形態」と「新機構」

一九二七年の労農党は認めるが、一九三〇年の新労農党は認めない、というのが非合法共産党の方針であったわけではない。一九二八年のコミンテルン第六回大会の決定によって、初めて日本の非合法共産党が合法政党政認の方針

をとったわけでもない。多くの論者が指摘してきたように、日本の非合法共産党は、普選の実施に対応して無産政党が結成された直後から、合法的労農政党の意義について否定的であった。一九二七年の「政治テーゼ」は、「今日の労農政党は労働者及び農民大衆の原素的な政治闘争組織であつて、厳格な労働者階級の階級的政党ではない。共産党とは根本的に異つた自然生長的政治的ブロックである」と規定していた。したがって、旧労農党も、非合法共産党にとつてはその活動の「重要な舞台の一つ」であり、農民など大衆と結合を強めるための「手段として利用すべきもの」にほかならなかつた。大衆を結集した合法政党として、旧労農党が非合法共産党と距離を置いて活躍する場は認められていなかつたのである。

一九二八年の「組織テーゼ」は、「党は大衆団体に党の勢力を拡大せしめる為、大衆団体内に黨員が存在する場合、その団体内にコンミュニスト、フラクションを組織しなければならぬ」としていたが、すでに労農党の場合、フラクションの活動は「当該団体に共産党の政策を確保すること以上に強化されたのであり、ここでは書記局専政による代行機関化が進行していた。『政治テーゼ』と『組織テーゼ』によって、合法的大衆政党は、発足直後から、実質的にその存在を否定されていた。

非合法共産党によって、合法的大衆政党の存在が実質的に否定されていたことは、逆にいえば、形式的にはその存在が容認されていたことになる。一九二八年の「大衆党について」は、「前衛党のみが指導の党であるといふ理由によつて大衆党の組織及び機能を過少評価することは断じて非である」と指示していた。合法的大衆政党の存在が形式的にも否認されるようになったのは、これも多くの論者が指摘しているように一九二八年の末からである。ただし、非合法共産党の指導者達が獄中で日本共産党史を総括したとき、佐野学は、コミンテルン第六回大会で「植民地テ

「ぜ」が出される前から日本共産党が合法無産政党的の限界性を指摘していた事実を強調し、「植民地テーゼ」は「日本の労働政党的の経験を参考」にして提起されたものであるとしている。<sup>(4)</sup> また、市川正一も、労働党が解散されたあと、新労働党の結党が権力に妥協する形で試みられた事実を重視し、その事実から「労働政党的の存在を一時容認して居たものも既に二十八年の後半に於きましては最早絶対に容るゝ余地のないものとなった」としている。<sup>(5)</sup> コミンテルンのテーゼは、経験の集約化と具体的適応という上昇と下降の両経過を含んで日本共産党的の方針となっていたのである。非合法共産党において合法的大衆政党的の方針が確定され、その方針にもとづいて新労働党結党に対する反対の運動が展開されたにもかかわらず、新労働党は結成された。それはなぜであったのか。そこにあつたのは、非合法共産党的の方針に対抗するイデオロギーでもなければ運動路線でもなかつた。「政治的自由獲得」という、大日本帝国憲法第二九条に定められた「言論著作印行集会及結社ノ自由」を実現させるための大衆運動があり、その大衆運動の場における実感がまずあつて、この実感が現実的実践的要請となつて合法的大衆政党的という組織を求めさせたのであつた。そして、この大衆の自然発生的な、それだけに創造的な歩みが、結果として、非合法共産党的の硬直した方針と活動に対する批判をもたらしたのであつた。

非合法共産党が合法的大衆政党的という組織形態の代わりに提起しつづけた「労働同盟」の中に、新労働党結党運動は一時は沈潜した。しかし、新労働党結党を求めめる大衆運動の歩みは「労働同盟」の枠の中に納まり切れなかつた。新労働党結党運動は非合法共産党代行機関の枠を突破した。突破する論理は、政治的の論理としての公開制の原則であつた。編集・発行・印刷人が細迫兼光である『労働農民新聞』一九二九年八月三一日付の「主張」は次のようにいう。

「最近、日本労働組合全国協議会常任委員会の名に於て、労働同盟本部、全国農民組合関東地方協議会―両者とも実体はない―

および反帝同盟日本支部との協議の結果との触れ込みで、『書記局』説とも命名すべき、一の意見書が提出された。……それは実質上、各地方には必要に応じて『労農同盟書記局』を設け、更に東京には中央書記局を設けてそれらの上に連絡、指導、統制の任務を行はしめるべきだ、といふに帰着する。……我々が当面の問題にしてゐる労農同盟の如き種類の大衆的行動隊の場合に於ては、特に現状勢下に於て、その指導統制の任に当る実体は、それが大衆の面前から蔽ひ隠された覆面の組織であつては、断じてその機能を充分に果たすことが出来ないのである。従つてそれは飽くまで、大衆の面前に公然と確立されたものであることを必要とするのだ。」

こうして、新労農党結党をめざす大衆運動は、旧労農党の継承者としてではなく、旧労農党の体質を克服する新党としてその姿を現わすことになり、その具体的表現が新労農党の党構造となつていった。新労農党にとつて、旧労農党の時代とは、大山郁夫のいう「大衆的階級的政党的本質に対する暗中摸索時代」(本節、注(5)参照)なのであり、新労農党が、旧労農党の時代をも対象化して総括できる契機を与えたのは「労農同盟」であり、とくに「労農同盟全国委員会」であつた。『労働農民新聞』の右の「主張」は、「例の『労農同盟全国委員会』を簡稱している二、三のインテリゲンツ諸君」というとらえ方を示している。ところで、この「二、三のインテリゲンツ諸君」とは、旧労農党の指導精神の正統派継承者であり、非合法共産党の地上へ浮上した部分であつたのである。

新労農党の党構造は、次のような特徴点を含みながら構想されていた。旧労農党時代の書記局専政を再現させないため、書記採用の基準明確化等が、第一回準備会から検討されていることを先に見たが、新労農党の規約においては、「書記長の下に書記若干名をおき中央執行委員会之れを任免す」(第二一条)と規定された。また、本部員は中央執行委員とともに大会に参加するが、「発言権のみを有し決議権を有せず」(第四条)と規定された。<sup>(6)</sup>

新労農党の党構造に関する構想で、もつとも特徴的な点になつてゐるのは、大衆運動を尊重し、大衆運動の自然発

生性とその創造的な展開を妨げないように党の位置づけが試みられている点である。大衆運動の自然発生性を運動展開の基盤としながら、その自然発生性が自然成長性にゆだねられないよう働きかけるところに合法的大衆政党の役割があると自覚することが、新労農党の組織原則の基本になっていた。早くも、一九二九年一〇月一日付の『労働農民新聞』は、「党組織の根本原則―工場内の党員の任務―」と題する「主張」で、労働党時代とは異なる、党員の大衆運動への接し方を指示している。「組合内の、工場内の班の任務は何か。第一に党の班員はその工場内に於て最も勇敢な組合員として、労働者の要求の為に闘ひ組合の拡大強化を計らねばならぬ。これは同時に党としての班の拡大強化をもたらすことであるのだが、この組合の強化といふ媒介、過程を経ずに、直接労働者の端初的要求を党の班として取り上げて闘はふとすることは絶対に過りである。従来この点がまちがった理解のままに放置せられてゐた」(傍点、原文のまま)。福本イズムとして、日本に導入された目的意識性の運動論は、ここでようやく、きわめて具体的な展開の方向性を見出したのであった。この『労働農民新聞』の「主張」は、「右の党の班と組合との関係、工場内の班の任務に就ては未だ日本に於て何人によつても明確にせられて居なかつた点だ」としているが、その自負は正当なものであったといえる。

「党組織の根本原則」に示された生産点における新労農党員の活動姿勢は、そのまま、「新労農党の組織方針―結党大会への本部提出原案―」に受け継がれ、新労農党の発足にあたって基本的活動姿勢として確認されることになった。「新労農党の組織方針」は、「我が党の組織方針は飽くまで、大衆闘争の效果的展開を目標として確立されるべきであつて……日常闘争展開のための便宜が第一に考慮されるべきである」としている。また、「支部並に支部連合会の組織は、旧労働農民党のそれと殆んど同じ性質のものである」と断わり、「班の組織と認務」に力点を置くものとな



っている。そして、生産点における班活動の内容として強調されているのは、「最も勇敢なる組合員として戦ふこと」であつて、そのことを抜きにして、党の名によってストライキを組織しようとしたり、党のスローガンを外から持ち込んだりすることは「大きな誤り」とされているのであつた。

新労農党が結党された直後のことである。新労農党樹立期成同盟が一九二九年八月二〇日付で配付した電燈料値下げを訴えるピラが取り上げられ、細かく分析され、批判された。新労農党の指導部は、このピラに見られる古いスタイルの運動姿勢について、「大衆と対立して高い所から教へてゐる態度だ」、「戦ふのは我々だ、大衆諸君はこれを支持応援しろといつてゐる」と酷評を与えている。新労農党の指導部が提示する運動の姿勢は、まず自らが大衆の一員として行動せよ、というものであつた。「これでは駄目だ。我々は<sup>(1)</sup>大衆の中に入り、大衆の一人として要求を高く掲げ、サア共に闘はふ、と持ちかけなくてはならぬ。大衆が自己の問題として、自ら闘争の主体になる気持に於て奮起するように持ちかけ、やがては大衆自身にその闘争のための組織を持たせねばならぬ。我々と大衆とを別物として取り扱つて高い所から大衆に教へるのでは駄目だ。」(傍点、原文のまま)

以上に見た新労農党の新しい党構造の構想は、新労農党の指導部によつて、明確に「新形態」であり「新機構」として自覚されていた。すなわち、新労農党の結党大会のために用意された「結党大会宣言—本部提出草案—」は、「わが労農党は名実ともに完全に旧労働農民党の実体の継承者であるが、しかしそれは同時にまた、客観的状態の不断的転換に照応して発展して来たその新形態でもあるのだ」と自己を規定し、「我々の城砦たる労農党の新機構は、かくして見事に築きあげられた」と宣言するものであつた。そして、ここで見落してならないのは、この「新形態」と「新機構」が、「労農同盟の下に於て持った苦難の闘争経験」から生み出されたとされている点である。「結党大会宣

言「本部提出草案」は、「殊に新党準備会解散後の数ヶ月に亘つて、わが陣営が労農同盟の形態の下に持つた闘争経験こそは徹頭徹尾惨苦そのものであった」と苦痛に満ちた心情吐露に近い記述を見せている。

かつて、一九〇〇年代の初頭に、ローザ・ルクセンブルクによってレーニンとロシアの社会主義運動への疑問として提起された、大衆運動の自然発生性に関するヨーロッパ的認識の問題と同じ内容の問題が、日本の労働運動史上においては、一九二〇年代後半の新労農党の党構想として、しかも、大衆運動として展開される重味をもって、提起されたと見ることができよう。そして、この大衆運動における自然発生性をいかに評価するかという問題点は、そのまま、「党内デモクラシー」と「独自の指導部」という党構造の構想に直結するものとなっている。自発的集団の噴出とその創造的展開としての大衆運動を重視する運動論の視点は、大衆運動の組織のあり方と構造を、自主的なものと透明なものとすることを、当然、求めることになるからである。

(1) 『現代史資料(4)、社会主義運動(1)』一九六四年、みすず書房、一〇三ページ。

(2) 同右、一一二ページ。

(3) 同右、一九七ページ。

(4) 『現代史資料(4)、社会主義運動(4)』一九六六年、みすず書房、一二二ページ。

(5) 同右、三八一〜三八二ページ。一九二八年二月二二〜二三日の新労農党(この場合は労働者農民党の名が提案されていた)結党の試みを、市川正一は「合法的屈從的結党方針」としているのであるが、大山都夫は次のようにとらえていた。

「それは(新労農党の綱領は)引用者)まづ、新党が階級的大衆的な党であることを明かにしてゐる。旧党の綱領は大衆的階級の政党の本質に対する暗中模索時代に起草決定されたために、この点に関して甚だ興味を極め、特にその中には、大衆的階級政党によつて到達し得られる限界を遙に超えた目標が掲げられてあつたが、それは新党綱領草案には省かれてゐる」(『新労農党綱領の基調』、『中央公論』一九二八年二月。傍点、引用者)。市川と大山の見解の相違は、「労働者・農民の

政府を作れ！」というスローガンを掲げるか否かをめぐって集約的に表明されていた。

(6) 内務省警保局『昭和四年中に於ける社会運動の状況』八〇七ページ以下参照。

(7) 『労働農民新聞』第九〇号、一九二九年一月二一日。

(8) 『労働農民新聞』第九一号、一九二九年一月一日。

(9) ローザの組織論的視点については、次のように指摘されている。「彼女は、社会民主主義運動は大衆の自立的な行動に依拠する史上最初の運動である、とみていた」。パウル・フレリーヒ『ローザ・ルクセンブルクとその思想と生涯』伊藤成彦訳、一九七三年、東邦出版、一二六ページ。ローザの、大衆運動の自然発生性尊重の理論は、グラムシに強い影響を与えた。この点については、ダニエル・ゲラン『革命的自然発生』村上公敏訳、一九七六年、風媒社、二〇九ページ、を参照。ローザ→グラムシ→新労農党に共通する組織論的発想に注目しておきたい。

## 五、新労農党における政治的多元主義の実験

—むすびにかえて—

わが国の政治学説史において、大山郁夫は特異な存在を示している。官学を中心とした国家学が支配的であった状況の中で、政治社会学的発想を基盤にして政治的多元主義を展開した稀有の存在が大山郁夫であった。オーストリア学派の起点であるL・グンプロヴィッツの影響を受けたとして大山の社会集団論を解明する見解が多いが、大山は、なによりも、一九一〇年代にシカゴ大学に留学し、シカゴ学派の総帥としてのC・メリアムに師事しているのであり、大山の政治社会学はメリアムの政治過程論との関係で理解されるべきものである。(拙稿「日本における政治社会学の成立過程—シカゴ大学留学時代の大山郁夫—」、法政大学『大学助成による研究経過報告集』第一号、一九七九年、所収、を参照。)

大山の政治学の特質は、「ドイツ流の国家学と英米流の近代政治学との接点について、早くから問題意識をもつてい

たこと」にあると見ることもできる（中村哲『大山郁夫という星』、前掲『大山郁夫（評伝・回想）』『回想』の部、二二二ページ）。

大山の政治社会学的発想は、「時務」的発言としての政治評論を重視させ、現状診断学ダイアグノシックスに取り組ませる姿勢を導き出した。第二次世界大戦前の状況で、日本の政治状況の分析に取り組んだ政治学者がほとんどいなかった事実は、かつて、丸山真男の「科学としての政治学」（一九四七年）で指摘された点である。日本の政治学が国家学であったことによるそのような通弊が、大山の政治社会学において発現することはなかった。そして、大山の政治社会学的発想は、わが国における普通選挙制度の実施、すなわち大衆政治状況の出現とともに、きわめて自然な論理展開として、大山を「理論の人」から「行動の人」へ転化させたのである。大山の日本の現実政治への介入は、一九二五年、政治研究会中央委員会の委員長に選出されたことをきっかけにしている。ここで、大山は「学園を出て政治運動へ」突入したのであるが（前掲『大山郁夫伝』における表現）、大山の場合、「理論の人」と「行動の人」の二つのあり方を分裂させる発想がなく、前者から後者への転換があつたとして、その転換に悲壮感が伴うことはなかった。政治社会学的発想を支える市民的行動様式からすれば、理論と実践の間にとくに飛び越えなくてはならぬ壁はなかった。そもそも、大山は、「早稲田騒動」への関与が示すように、「学外政治」にかかわる前に「学内政治」にかかわっていたのであり、「政治的なるもの」から逃避する姿勢は、その市民的行動様式がもつとも強く拒否するあり方であつたのである。

「行動の人」としての大山の政治活動は、政治研究会、労農党（労働農民党）、新労農党（労農党）と続いた。そして、これらの政治活動展開の原点となつた大山の政治社会学の内容は、「集団コンプレックス」を理論モデルとする政治的多元主義であり、とくに社会諸集団間の整序の論理としての「分権主義」であつた。大山は『現代日本の政治

過程』(一九二五年)において、「多元的国家観」を「将来の政治思想を支配する中心的学説とならうとしてあるもの」と位置づけた。また、ラスキの「主権三部作」の中の『近代国家における権威』に注目し、その要点を、「多元的国家観の基礎概念」を「極めて適切に言ひ現わしてゐる」ものとして紹介している(同書、一二五ページ以下)。大山の政治的多元主義は新国家論ではなく社会集団論であり、その基本発想からすれば、自発的社会諸集団を国家と同列に置く「分権主義」が高く評価されるのであり、逆に「法治国家説」や「国家主権論」などは「架空説、若しくは神話」とされるのであった(同書、二三八ページ)。

大山の政治的多元主義は、まず、現状診断学の基礎理論として活用される。右に見た『近代日本の政治過程』は、付録として「現政局批判に関する若干の文書的材料」を収めているが、この付録の構成は、(1)護憲三派内閣の構成要因としての立憲政友会、憲政会、革新倶楽部の「宣言書」(2)実業同志会の「宣言」(3)政友会分派としての床次竹二郎らの「宣言」(4)日本労働総同盟におけるいわゆる「現実主義」の「宣言」(5)政治研究会の「無産政党綱領の基礎案」となっている。この資料構成は、直ちに大山の日本の政治状況をとらえる文脈がどのようなものであったかを物語るものとなっているように思われる。なお、大山が起草委員の一人となって作成した「無産政党綱領の基礎案」の内容は、「産業民主制」の確立を基本方向とし、「地方分権」の考え方を明示しており、わが国における最初の労働者農民による大衆政党的、批判科学的産物としてではなく、政策科学的産物として構想するものとなっていた点に注目しておきたい。

大山の第二次世界大戦前における政治活動展開の頂点と終点が新労農党であった。それは、大山における政治的多元主義の現実的展開の頂点と終点が新労農党であったことを意味する。新労農党における「党内デモクラシー」と

「独自の指導部」という「新形態」と「新構想」は、大山の政治的多元主義、とくにその「分権主義」のもっとも具體的な表現であった。したがって、新労農党論としては、第一に、新労農党の結党と活動をわが国における政治的多元主義の実験例としてとらえることが必要である。第二に、新労農党の結党と活動を否定した運動と理論に対しては、運動論レベルにおける「セクト主義」としての批判的把握に止まることなく、政治的多元主義を否定した一枚岩主義<sup>モノロックイズム</sup>の運動と理論としてのさらに原理的な批判を試みる必要がある。

新労農党は、結党することを批判され、結党したあとは、党内から第一次、第二次の解消運動という打撃を受け、ついに、中間派諸政党と合同するという形における党の解消に追い込まれた。細迫兼光、河上肇、上村進等を巻き込んだ新労農党解消運動が、「労農党は階級を異にするものゝ合成党であり『党内デモクラシー』を原則とする結果は労働階級の指導権は確立せられず……」とする主張を理論的根拠としていた点は象徴的である（昭和五年中ニ於ケル社会運動ノ状況』七六五ページ）。

労働運動、とくに社会主義運動の場合、その出発点においては少数派運動として展開されざるをえない宿命がある。したがって、運動の組織原則として中央集権原理を崩すわけにはいかない。中央集権体制を否定すれば、少数派運動は鋭角性を失い、効果的な運動を展開できないことになる。しかし、大衆政治状況における中央集権原理の展開がどのような形をとるのかといえは、それはただ単に一枚岩主義やベルト理論（そして代行機関化論）に直結するものではないはずであり、その点について、一九二〇年代後半のわが国における社会主義運動の領域においても、創造的展開を試みる余地があったものと思われる。ところが、一九三〇年を中心に活動を展開した新労農党に対し、少数派運動の組織原則としての中央集権原理は、政治的多元主義の発想と真正面から激突する以外のあり方を見出せなかった。

宗教戦争と宗教的寛容の世界を経過することのなかつた精神史において（J・ロックの寛容への手紙を参照）、少数派運動の構造と組織の論理としての中央集権原理は、多元主義を包摂する課題を自己のものとして自覚する余地はなかつたのである。こうして、「集中の論理」と「連合の論理」の関連を追究する実践的理論的課題は、このあとの時代へ、さらなる検討課題としてそのまま残されることになる。

一九三九年、翼賛体制成立の前年、河合栄治郎は『社会政策原理』『第二学生生活』等の四著書に対し発禁処分を受けた。検事局は、河合を、出版法第一七条の「安寧秩序ヲ紊ルモノ」に該当するとして起訴したが、起訴理由の一点は、河合の著書に「多元的国家論」が見られる点にあるとされた。「河合教授の多元的国家観は、国家を他の部分社会と同列に置き、国家の絶対性を否定するものであるが故に、日本国民の伝統的な国家尊重の念を傷け、かくて戦時下における国民思想に甚しい動揺を与えるものである」とするのが、検事局の起訴理由の一部分であつた（蠅山政道『日本における近代政治学の発達』一九四九年、実業之日本社、三〇六ページ）。ところで、新労働党が解消に追いやられたのは、一九三一年、満州事変の前夜のことであつた。新労働党という短命の党の経過は、わが国における政治的多元主義の展開が、検事局（国家権力）によって弾劾を受ける前に、国家権力に対抗する運動の内部において、運動の論理として弾劾を受けていたことを示しているのである。